



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 3月31日水曜日 第1545号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	1
規 則	
愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....	4
告 示	
地籍調査の成果の認証.....	6

条 例

○愛媛県条例第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく処分により、愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10款 狩猟者登録税（第52条 第56条）」を「第10款 削除」に、「第3款 入猟税（第61条 第64条）」を「第3款 狩猟税（第61条 第64条の2）」に改める。

第3条第1号中「狩猟者登録税」を削り、同条第2号中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第4条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項第12号中「）の事務所又は事業所の所在地」の下に「、法第700条の4の2第2項の場合においては軽油の製造が行われた場所」を加え、同号を同項第11号とし、同項第13号中「入猟税」を「狩猟税」に改め、同号を同項第12号とし、同条第2項中「第11号」を「第10号」に改める。

第17条の7中「第37条の10第2項に規定する証券業者」を「第37条の11の3第3項第1号に規定する証券業者等」に改める。

第19条第2項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第19条の6中「若しくは第7項」を「、第7項若しくは第11項」に改める。

第46条の2第1項第1号中「、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）、当該身体障害者等」に改める。

第2章第1節第10款を次のように改める。

第10款 削除

第52条から第56条まで 削除

第59条の7第3号中「身体障害者、」を「身体障害者等、

」に改める。

第60条第4項中「混和の」を「製造の」に改める。

第60条の2の次に次の1条を加える。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第60条の2の2 法第700条の22の2第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、法第700条の4の2第1項に規定する納税義務者が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

「第3款 入猟税」を「第3款 狩猟税」に改める。

第61条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第62条を次のように改める。

（狩猟税の税率）

第62条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 1登録につき 16,500円
- (2) 網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 1登録につき 11,000円
- (3) 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 1登録につき 5,500円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

- (1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 4分の1
- (2) 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3

第63条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第64条を次のように改める。

（狩猟税の徴収の方法等）

第64条 狩猟税の徴収は、証紙徴収の方法による。

2 狩猟税の納税者は、第76条の規定によつて提出する申告書に県が発行する証紙をはつて狩猟税を納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、徴収すべき税額に相当する現金の納付を受け、申告書に納税済印を押すことによつて証紙に代えることができる。

第2章第2節第3款中第64条の次に次の1条を加える。

第64条の2 証紙徴収の方法によつて徴収した税額に不足額がある場合その他知事において必要と認める場合の徴収は、前条の規定にかかわらず、普通徴収の方法による。

2 前項の規定によつて徴収する狩猟税の納期は、随時とする。

第76条の見出し中「狩猟者登録税及び入猟税」を「狩猟税」に改める。

第80条第3項中「身体障害者、」を「身体障害者等、」に改める。

附則第5条第1項中「36万円」を「35万円」に改める。

附則第7条の3中「特定配当等」の下に「(租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加える。

附則第10条第3項中「平成15年12月31日」を「平成20年12月31日」に改める。

附則第12条第1項中「前年中の」の下に「法附則第34条第2項に規定する長期譲渡所得の金額に対し、」を加え、「100分の2」を「100分の1.6」に改める。

附則第13条第1項中「平成16年度」を「平成21年度」に改め、同項第1号中「4,000万円」を「2,000万円」に、「100分の1.6」を「100分の1.3」に改め、同項第2号中「が4,000万円」を「が2,000万円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 26万円

附則第13条第1項第2号イ中「4,000万円」を「2,000万円」に、「100分の2」を「100分の1.6」に改め、同条第2項中「平成16年度」を「平成21年度」に改め、同条第3項中「租税特別措置法第34条の2第2項第3号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第1項」を「、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の2又は第37条の9の3」に改める。

附則第15条を次のように改める。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条第2項に規定する短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(法附則第35条第1項、第2項及び第4項の規定により計算した金額とする。)の100分の3に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。

2 前項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則で

定めるところにより証明がされたものに係る前項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の1.6」とする。

3 附則第12条第2項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第12条第1項」とあるのは「附則第15条第1項」と、「課税長期譲渡所得金額」とあるのは「課税短期譲渡所得金額」と、「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第35条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と読み替えるものとする。

附則第16条第1項中「並びに次条第1項及び第2項」を「及び次条第1項」に、「100分の2」を「100分の1.6」に改める。

附則第16条の2第1項中「県民税の所得割の納税義務者」を「平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者」に改め、「及び次項」及び「(次項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)」を削り、「100分の1.6」を「100分の1」に改め、同条第2項を次のように改め、同条第3項を削る。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第2項の規定の適用については、同項第1号中「これらの規定」とあるのは「第15条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項(附則第16条の2第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)の規定による県民税の所得割の額」と、第16条及び附則第7条第1項」と、同項第2号中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(法附則第35条の2の2第5項において準用する同条第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」とする。

附則第18条の次に次の1条を加える。

(旧特定目的会社に係る事業税の課税の特例)

第18条の2 第18条第1項第1号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「特定目的会社」とあるのは、「特定目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)附則第2条第1項本文に規定する旧特定目的会社を含む。)」とする。

附則第19条の4中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附則第23条第1項中「次項」の下に「及び第3項」を加え、同項に次の2号を加える。

(4) 平成6年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成4年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前3号の規定の適用を受ける自動車を除く。)平成17年度

(5) 平成7年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成5年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。)平成18年度

附則第23条第2項中「エネルギー消費効率」の下に「(次項において「エネルギー消費効率」という。)」を加え、「及び第4項において「低燃費車」を「から第6項までにおい

て「低燃費車」に、「及び第4項において「窒素酸化物排出許容限度」を「第4項及び第6項において「窒素酸化物排出許容限度」に改め、同条第4項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車で地方税法施行規則で定めるもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車で同省令で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第23条第2項の次に次の1項を加える。

3 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして令で定めるもの（第5項において「優良低燃費車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして地方税法施行規則で定める許容限度（第5項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えない自動車で同省令で定めるもの及び電気自動車等に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第24条第3項中「の取得」の下に「（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を加え、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項から第6項までにおいて「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車で令で定めるものの取得（前項又は法附則第32条第6項若しくは第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

(1) バス、トラックその他の地方税法施行規則で定める自

動車 100分の2

(2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 100分の1

5 道路運送車両法第41条の規定により平成15年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が地方税法施行規則で定める許容限度の4分の1を超えない自動車で同省令で定めるものの取得（前2項又は法附則第32条第6項若しくは第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の15を控除した率とする。

附則第24条第6項中「第3項、第4項又は法附則第32条第7項」を「前3項又は法附則第32条第6項若しくは第7項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項第12号及び第60条第4項の改正規定並びに第60条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第15項の規定 平成16年6月1日

(2) 第19条第2項の改正規定及び附則第19条の4の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。） 平成16年7月1日

(3) 附則第23条第1項の改正規定（同項に2号を加える部分に限る。）及び附則第11項の規定 平成17年4月1日（県民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の愛媛県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成15年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第16条第1項の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成16年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第7条の3の規定は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）以後に特定配当等（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第4条の2第9項及び第4条の3第10項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特定配当等に係る所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法

- 律第14号)第7条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第4条の2第9項又は第4条の3第10項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第12条第1項の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第13条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の愛媛県税賦課徴収条例(以下「旧条例」という。)附則第13条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第15条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。
- 8 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「500円」とする。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 9 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 10 新条例附則第23条第3項及び第5項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 11 新条例附則第23条第1項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
(狩猟者登録税に関する経過措置)
- 12 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 13 新条例附則第24条第3項から第6項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

- 14 施行日前の旧条例附則第24条第4項及び第5項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(軽油引取税に関する経過措置)
- 15 新条例第4条第1項第11号及び第60条の2の2の規定は、平成16年6月1日以後に製造される軽油の販売、消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。
(狩猟税に関する経過措置)
- 16 新条例の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
(入猟税に関する経過措置)
- 17 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。
(愛媛県核燃料税条例の一部改正)
- 18 愛媛県核燃料税条例(平成15年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。
第12条中「⁽¹⁰⁾ 固定資産税」を「⁽⁹⁾ 固定資産税」に、
「⁽¹⁰⁾の2 核燃料税」を「⁽⁹⁾の2 核燃料税」に改める。

規 則

○愛媛県規則第24号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第10号様式1を次のように改める。

第10号様式2中「利子割分）及び」を「利子割、配当割及び株式等譲渡所得割分）及び」に、「利子割分）（」を「利子割・配当割・株式等譲渡所得割分）（」に改め、同様式6備考2中「利子割分」を「利子割、配当割又は株式等譲渡所得割分」に改める。

第15号様式備考3を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第10号様式1の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第704号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
新宮村	大字馬立の一部	平成14年度から 平成15年度まで	新宮村の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成16年3月31日